四　規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法		四万三千円
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		四万千六百円
規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	その他の場合	六万三千八百円
規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）		四万千六百円
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		四万千六百円
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		六万三千八百円
規則第二百三十六条の四十第一項第六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法		四万千六百円
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		六万三千八百円
規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法		二万三千八百円
規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）		四万六千二百円
規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）		四万六千二百円
五　規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類		
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		六万二千四百円
規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		四万千六百円
規則第二百三十六条の四十第一項第六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法		八万四千六百円
規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）		四万六千二百円
規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法		六万八千六百円